

## PTA 役員・委員 内規改正【案】

昨年度より様々な PTA 活動の見直しを行っていますが、以前より声が上がっていた役員及び委員長・副委員長経験者に関する免除制度についても、現状に則した形での見直しが必要と感じられます。従いまして、以下の「原則」に則った上で、改正を提案いたします。

<b>原則</b>	<b>児童一人につき、在籍期間中に一度「役員」又は「委員」を引き受けます。 また、委員経験に関わらず役員候補対象になります。 役員・委員を引き受けていない年は家庭数で「係」を引き受けます。</b>
-----------	--

### ① 役員に関する特記事項：

<<改正の必要性とメリット>>

■現行は、役員は「在籍児童分のみ委員免除」となっているが、「未就学児分を含め全員分の委員を免除とする」事により、役員のメリットを拡充することで、希望者が増えることを狙いとする。

■過去の推薦活動の中でも、「未就学児に関しては委員免除にならないため、下の子どもが入学するまで役員を引き受けることを保留する」という声があった。未就学児も対象とすることで、自身の希望するタイミングで役員になることができる。

例)一番下の子どもが入学したらフルタイムで勤務しようと考えているため、年長さんの1年間は比較的活動しやすい最後の年となる可能性が高い。このタイミングで役員をやり、以降の生活に無理がないようにしたい。

(現行)

- ・ 役員を引き受けた場合、在籍児童全員の委員を引き受けたこととなります。(当該年度に在籍していない子どもについては委員を引き受けたことにはなりません)
- ・ もし、役員を引き受けた次の年以降に委員を引き受けることになった場合、正・副委員長が免除となります。(当該の子どもが卒業したあとも正・副委員長は免除です)



(改正案)

- ・ 役員を引き受けた場合、在籍児童及び当該年度に在籍していない子どもについても委員を引き受けたこととなります。
- ・ もし、役員を引き受けた次の年以降に委員を引き受けることになった場合、正・副委員長が免除となります。(当該の子どもが卒業したあとも正・副委員長は免除です)

## ② 委員、係に関する特記事項：

<<改正の必要性とメリット>>

■現行は委員長・副委員長で免除に差があるが、仕事内容の見直し等により委員長・副委員長の仕事量の差は少なくなっている。また、状況によっては副委員長の方が仕事量に負担がある場合もあり、そもそも免除に差を付ける必要性・有効性が見出すことができない。

■以降の委員長・副委員長が免除となることを見越して、自分に余裕があるタイミングで委員長・副委員長に手を挙げる方が増える可能性がある。

■委員長・副委員長経験済みのの方が、以降の委員に手を挙げやすくなる。(委員長・副委員長が免除されることがわかっているため)

※免除の適用は来年度以降とするが、委員長・副委員長経験は過去に遡って有効とする。

(現行)

・ 各委員会につき委員長 1 名、副委員長 2 名を選出します。わくわく委員会のみ、委員長 1 名、副委員長を 4 名選出します。(3 役と呼びます(わくわくは5役))

・ 委員長に選出された方は、次年度以降の正・副委員長が免除となります。(当該の子どもが卒業したあとも免除となります)

・ 副委員長に選出された方は、次年度以降の委員長が免除となります。(当該の子どもが卒業したあとも免除となります)

・ 委員と係は兼任することがあります。

・ 特別支援級に在籍の児童については特別支援級でクラス委員として活動はします。

・ 特別支援級に在籍の児童の保護者は正・副委員長が免除となります。(きょうだいのクラスで委員を引き受けた場合を含みます)



(改正案) ※その他は現行通り

・ 委員長・副委員長に選出された方は、次年度以降の正・副委員長が免除となります。(当該の子どもが卒業したあとも免除となります)

・ 万が一、全ての委員が正・副委員長経験済みの場合は、立候補及び抽選にて正・副委員長を選出する。